

【判定依頼者向け】原産品判定依頼におけるファイルアップロード機能の導入について
(2020年4月6日開始)

2020年3月31日
(2020年4月6日更新)
(2022年1月6日更新)

日本商工会議所

今般、第一種特定原産地証明書証明書の発給に際し、審査完了後の手続きを下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更点 **※2020年4月6日以降の判定依頼分が対象**

第一種特定原産地証明書発給システムにおける原産品判定依頼時に、従来のFAXやEメールによる資料提出に加え、発給システムから判定資料を提出(アップロード)することが可能となります。

*** (2022年1月6日更新) ***

※ファイル名に外字や環境依存文字、Macを使用している場合は濁点や半濁点がある場合、ファイルを閲覧できなくなる場合がありますので、ファイル名を修正のうえアップロードしてください。

(使用できない文字) 外字や環境依存文字

例：醤油(環境依存文字)

→「醤油」や「しょう油」に変更することでアップロードできる

(Macを使用している場合) 濁点(バなど)や半濁点(パなど)

例：スリップ(半濁点)

→Mac⇔Windows間の文字コードの互換性の問題により、濁点や半濁点の文字が2文字扱いとなっているため、該当の文字を削除するか、半角英数字(Slipなど)に変更することでアップロードできる

2. 変更対象

STEP6 原産品判定依頼を行う場合

※STEP7 証明書の発給申請の手続きは変更ありません

3. 変更後の手続き手順

(1) 発給システムから判定資料を提出（アップロード）する場合

「原産品判定依頼書画面」に「(4) 典拠書類を選択してください」の欄がありますので、アップロードするファイルを選択して判定依頼を行います。詳しくは以下のマニュアルから操作手順をご参照ください。

・[原産品判定依頼におけるファイルアップロードについて（判定依頼者向け）](#)

(2) 従来どおり FAX やメール等で判定資料を提出する場合

「原産品判定依頼書画面」に「(4) 典拠書類を選択してください」の欄がありますので、「 メール・FAX 等で資料を提出します」に✓をして判定依頼を行います。FAX やメールアドレスは事務所ごとに異なりますので、以下をご参照ください。

- ・[東京事務所](#)
- ・[横浜事務所](#)
- ・[浜松事務所](#)
- ・[名古屋事務所](#)
- ・[京都事務所](#)
- ・[大阪事務所](#)
- ・[福岡事務所](#)
- ・[北九州事務所](#)

なお、同一の判定受付番号に対して、発給システムからのアップロードか、FAX やメール等の送付か、いずれかでご提出ください（複数の方法で提出することはお控えください）。

4. 変更日

2020年4月6日以降の判定依頼分より変更。

※2020年4月5日までの判定依頼分については、現行どおりの FAX やメール等で資料をご提出ください。

以上